

## 令和元年度第1回千葉市健康づくり推進協議会議事録

- 1 日 時：令和元年8月23日（金）午後7時～午後8時26分
- 2 場 所：総合保健医療センター5階大会議室
- 3 出席者：（委員）  
齋藤会長、斉藤副会長、池田委員、石丸委員、伊藤委員、井上委員、  
大濱委員、大野委員、岡部委員、小川（順）委員、尾内委員、  
川島委員、河野委員、志村委員、杉崎委員、関根委員、中村（貢）委員、  
中村（龍）委員、西村委員、日向委員、藤田委員、村山委員、森委員、  
山田委員

### （事務局）

山元保健福祉局長、山口保健福祉局次長、今泉健康部長、  
佐藤高齢障害部長、佐々木こども未来部長、  
大塚健康部技監兼保健所長、西村健康部技監兼保健所次長、  
白井保健福祉総務課長、前嶋保健福祉総務課保健師活動推進担当課  
長、三橋地域包括ケア推進課長補佐、鈴木健康企画課長、  
舘岡健康企画課健康危機管理担当課長、阿部健康支援課長、  
大場健康支援課検診推進担当課長、船越健康保険課長、  
高石高齢福祉課長、松本精神保健福祉課長、  
内山こども企画課長、田中幼保運営課保育所指導担当課長、  
山根美浜保健福祉センター健康課長、太刀川保健体育課長補佐、  
高橋健康支援課長補佐

## 4 議題

- （1）会長及び副会長の選任について
- （2）部会委員の指名について
- （3）受動喫煙対策に関する令和元年度の取り組みについて
- （4）第3次千葉市食育推進計画の策定について
- （5）その他

## 5 （1）会長及び副会長の選任について

委員の互選により、齋藤委員（千葉市医師会）が会長に、斉藤委員（千葉市歯科医師会）が副会長に選任された。

## （2）部会委員の指名について

8020運動推進部会、地域・職域連携推進部会及び食育推進部会の各部

会に所属する委員が、案のとおり会長より指名された。

(3) 受動喫煙対策に関する令和元年度の取り組みについて

事務局より、受動喫煙対策に関する令和元年度の取り組みについて報告があった。

(4) 第3次千葉市食育推進計画の策定について

事務局より、第3次千葉市食育推進計画の概要について報告があった。

## 6 会議経過

### 午後7時00分 開会

(高橋健康支援課長補佐) 大変、お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第1回千葉市健康づくり推進協議会を開会させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、健康支援課課長補佐の高橋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本会議の開催につきましては、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要です。本日は、委員総数31名のうち、24名の方にご出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、千葉市情報公開条例の規定によりまして、千葉市の審議会等の会議は原則公開となっておりますので、本会議につきましても、公開での開催とさせていただきます。また議事録につきましても、会長の承認による確定後、インターネット等で公開をいたしますので、あらかじめお知らせをいたします。

それでは、議事に入る前に、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。まず、お手元の資料、上から本日の「次第」「席次表」「委員名簿」「事務局名簿」でございます。次に本日の会議の資料といたしまして、「資料1-1 千葉市健康づくり推進協議会の検討体制」「資料1-2 8020運動推進部会について」「資料1-3 地域・職域連携推進部会について」「資料1-4 食育推進部会について」、資料2といたしまして「受動喫煙対策に関する令和元年度の取組みについて」及び関係資料がございます。

続きまして、資料3といたしましては、冊子になっているのですが、「第3次千葉市食育推進計画について」の冊子、概要版でございます。

また、参考資料といたしまして、「健康づくり施策の広報・啓発について」、風しんに関する情報としまして、「防ごう！大人の風しん」、続きまして「ちばしウオーキングポイント2019」のパンフレット、「千葉市健康づくり推進協議会設置条例」、「千

葉市情報公開条例施行規則の抜粋」をお配りさせていただいております。本日の配布資料につきましては、以上でございますが、お手元の資料に過不足等はありませんでしょうか。

よろしければ、まず会議の開催にあたりまして保健福祉局長の山元よりご挨拶を申し上げます。

**(山元保健福祉局長)** 皆さま、こんばんは。保健福祉局長の山元でございます。まず初めに委員の皆さま方におかれましては、本協議会の委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。また、本日は、大変お忙しい中、この会議にご出席をいただきまして、また、日頃から本市の保健福祉行政あるいは市政各般にあたりまして、ご尽力いただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、本市におきましては、疾病発症予防、あるいは重症化予防に重点を置きました健康づくり、これらを総合的、効果的に推進するため、市民の皆さま、あるいは行政、関係機関、団体等が一体となって取り組むための行動計画として、健やか未来都市ちばプランを策定し推進しているところでございます。本計画は、2022年度を目標年次としました10か年計画でございまして、3年後を視野に目標達成に向けた各種施策を推進しているところでございます。

本日は、改正健康増進法及び千葉県受動喫煙の防止に関する条例等を踏まえた、本市におきます受動喫煙対策の取り組みと、第3次千葉県食育推進計画の策定を中心にご説明をさせていただく予定でございます。

どうか、皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**(高橋健康支援課長補佐)** ありがとうございます。さて、本日は任期満了に伴う委員の改選後、初めての協議会でございます。ここで席次表に従いまして、委員の皆さまの紹介をさせていただきます。

初めに、千葉県小中学校長学校運営協議会 扇田小学校校長池田委員です。

**(池田委員)** はい、よろしくお願いいたします。

**(高橋健康支援課長補佐)** 続きまして、千葉大学大学院看護学研究科 教授 石丸委員です。

**(石丸委員)** 石丸でございます。よろしくお願いいたします。

**(高橋健康支援課長補佐)** 続きまして、千葉市歯科医師会 副会長 伊藤委員です。

**(伊藤委員)** よろしく申し上げます。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉県看護協会 専務理事 井上委員です。  
(井上委員) 井上でございます。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市医師会 副会長 大濱委員です。  
(大濱委員) よろしくお願ひします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市薬剤師会 副会長 大野委員です。  
(大野委員) よろしくお願ひいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉県歯科衛生士会 会長 岡部委員です。  
(岡部委員) 岡部です。よろしくお願ひいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市幼稚園協会 副会長 小川委員です。  
(小川委員) よろしくお願ひいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉大学大学院医学研究院 准教授 尾内委員です。  
(尾内委員) 尾内でございます。よろしくお願ひします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市助産師会 理事 川島委員です。  
(川島委員) よろしくお願ひいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉商工会議所 常務理事 河野委員です。  
(河野委員) よろしくお願ひいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市歯科医師会 会長 斎藤委員です。  
(斎藤委員) 斎藤です。よろしくお願ひいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市医師会 会長 斎藤委員です。  
(斎藤委員) 斎藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、公募委員の志村委員です。  
(志村委員) 志村です。よろしくお願ひします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉県栄養士会 千葉地域事業部 企画運営

委員長 杉崎委員です。

(杉崎委員) 杉崎です。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市医師会 顧問 関根委員です。

(関根委員) 関根です。よろしく、どうぞ。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市医師会 監事 中村委員です。

(中村委員) 中村でございます。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市薬剤師会 副会長 中村委員です。

(中村委員) 中村です。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、公募委員の西村委員です。

(西村委員) 西村と申します。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市薬剤師会 会長 日向委員です。

(日向委員) 日向です。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、公募委員の藤田委員です。

(藤田委員) 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市歯科医師会 副会長 村山委員です。

(村山委員) 村山でございます。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、千葉市地域産業保健センター コーディネーター 森委員です。

(森委員) 森でございます。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 最後に、公募委員の山田委員です。

(山田委員) 山田でございます。よろしくお願いいたします。

(高橋健康支援課長補佐) なお、本日欠席の委員を、ここで紹介をさせていただきます。東京歯科大学 東京歯科医療センター センター長 一戸委員、千葉市スポーツ協会 会長 小川委員、千葉市食生活改善協議会 会長 坂口委員、千葉市小中学校長学校運営協議会 新宿小学校校長 中嶋委員、千葉市食品衛生協会 会長 森川委員、千葉市保健医療事業団 常務理事兼事務局長 渡邊委員、淑徳大学看護栄養学部

栄養学科 教授 渡邊委員、以上7名の委員につきましては、本日欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。まず、初めに、先ほど挨拶をいただきました、保健福祉局長の山元です。

(山元保健福祉局長) お世話になります。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、保健福祉局次長の山口でございます。

(山口保健福祉局次長) 山口です。どうぞよろしくお願い致します。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、保健福祉局健康部長の今泉でございます。

(今泉健康部長) 今泉です。よろしくお願い致します。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、保健福祉局高齢障害部長の佐藤でございます。

(佐藤高齢障害部長) 佐藤です。よろしくお願い致します。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、こども未来局こども未来部長の佐々木でございます。

(佐々木こども未来部長) 佐々木です。よろしくお願い致します。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、健康部技監兼保健所長の大塚でございます。

(大塚健康部技監兼保健所長) 大塚です。よろしくお願い致します。

(高橋健康支援課長補佐) 続きまして、健康部技監兼保健所次長の西村でございます。

(西村健康部技監兼保健所次長) 西村です。よろしくお願い致します。

(高橋健康支援課長補佐) その他の職員につきましては、お手元の事務局名簿及び席次表にて紹介に代えさせていただきます。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

午後7時12分 開議

## 議題1 会長及び副会長の選任について

はじめに、議題(1) 会長及び副会長の選任についてですが、議事の進行につきましては、条例において、会長が行うこととなっておりますが、本日は、改選後初めての会議となりますことから会長を選出いただく必要がございます。そこで、会長が選

任されるまでの間、山元保健福祉局長を仮議長として議事を進行させていただきたいと存じます。

それでは、よろしく願いいたします。

(山元保健福祉局長) それでは、大変僭越ではございますけれども、会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

会長の選任につきましては、千葉県健康づくり推進協議会設置条例第4条第2項の規定によりまして、委員の互選で定めることとなっております。

会長につきましては、いかがいたしましょうか。

(森委員) はい。

(山元保健福祉局長) 森委員、どうぞ。

(森委員) これまで、市の地域保健を始めとする千葉市の健康づくりに大変ご尽力いただいている、千葉市医師会会長の斎藤委員に会長をお願いしたいと思います。

(山元保健福祉局長) はい、ありがとうございます。ただ今、森委員より、会長に、千葉市医師会会長の斎藤委員とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

<<異議なしの声、拍手あり>>

(山元保健福祉局長) それでは、斎藤委員に会長をお願いしたいと思います。斎藤委員におかれましては、席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただきまして、その後、議事の進行をお願いしたいと存じます。委員の皆さま方には、ご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

(斎藤会長) 皆さん、こんばんは。ただ今、皆さまのご推挙により会長をお勤めさせていただきます、千葉市医師会の斎藤でございます。皆さまのご協力をいただきながら、会を円滑に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。次に、副会長の選任ですが、条例の規定により、会長と同様、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

(森委員) はい。

(斎藤会長) はい、森委員。

(森委員) これまで、市の地域歯科保健を始めとする千葉市の健康づくりに大変ご尽力をいただいている、千葉市歯科医師会会長の斎藤委員に副会長をお願いしたいと思います。

(斎藤会長) ただ今、森委員より、副会長に千葉市歯科医師会会長の斎藤委員とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

<<異議なしの声、拍手あり>>

(齋藤会長) ご異議が無いようですので、皆さま、拍手をもってご賛同いただけますでしょうか。

<<拍手あり>>

(齋藤会長) それでは、齋藤委員には副会長をお願い致したいと思います。齋藤副会長には、席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただきしたいと思います。

(齋藤副会長) ただ今、副会長にご推挙いただきました、千葉市歯科医師会会長の齋藤でございます。会長をサポートして、この会の運営をしっかりとしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(齋藤会長) ありがとうございます。では、次の議事に入る前に、本協議会の議事録署名人について、でございますが、会長の署名によることといたしたいと思います。いかがでしょうか。

<<異議なしの声あり>>

(齋藤会長) ご異議が無いようですので、会長の署名によることといたします。

## 議題2 部会委員の指名について

(齋藤会長) それでは、議題(2)部会委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

(阿部健康支援課長) 健康支援課 阿部と申します。それでは、部会の説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

部会については、本協議会設置条例第7条第1項により、協議会は、必要に応じて部会を置くことができると規定されております。すでに「8020運動の推進」「地域・職域連携の推進」並びに「食育の推進」について、部会を設置し、個別に専門的な審議をお願いして参りました。

お手元の資料1に沿って、各部会についての具体的な審議事項等の説明をさせていただきます。

「資料1-1 千葉市健康づくり推進協議会の検討体制」をご覧ください。本日開催の千葉市健康づくり推進協議会に、現在、「8020運動推進部会」、「地域・職域連携推進部会」、「食育推進部会」の3つの部会を設置し、それぞれの設置目的に対し、調

査審議を行う体制をとっております。

まずは、「8020運動推進部会について」でございますが、お手元の資料1-2をご覧ください。こちらの部会については、千葉市における8020運動の推進とともに、千葉市歯科保健医療施策について、総合的な調査審議を行うことを設置目的として開催しております。今後の検討課題といたしまして、かかりつけ歯科医、及び定期的な歯科健診の重要性の周知について、フッ化物応用の推進への取り組みについて、口腔機能向上のための事業の周知について、以上の3項目について、今後の検討課題としております。8020運動推進部会は、日程を調整しまして、今年度開催する予定としております。

次に、お手元の資料1-3をご覧ください。「地域・職域連携推進部会について」ご説明させていただきます。地域・職域連携推進部会につきましては、本市における地域保健と職域保健との連携により、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効利用し、働き盛り層の生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図るための連携に関する調査審議を行っていただいております。今後の検討課題といたしましては、「地域保健と職域保健に関する連携事業について」「受動喫煙防止の強化について」「就労世代への健康づくりについて」以上3項目が今後の検討課題になっております。地域・職域連携推進部会については、今年度は10月頃に開催する予定となっております。

次に、お手元の資料1-4をご覧ください。食育推進部会についてご説明します。食育推進部会では、食育の推進に関する基本的な事項を検討するとともに、総合的かつ長期的な食育の推進に関する事項の調査審議を行うことを目的に設置しております。今後の検討課題といたしまして、教育、農政、保健等の各分野、民間団体等との連携した食育の推進について、第3次千葉市食育推進計画の進捗状況と評価、以上2項目が今後の検討課題となっております。食育推進部会につきましては、今年度は6月に開催いたしましたので、今回は来年度に開催する予定となっております。以上になります。

(齋藤会長) はい、それでは3つの部会がございますが、部会の委員候補につきまして、事務局から案がありますでしょうか。

(阿部健康支援課長) 続けて説明をさせていただきます。部会の委員の案をお配りさせていただきます。

部会の委員については、本協議会設置条例第7条2項により、本協議会の委員の中から会長が指名することとなっております。お配りする案につきましては、委員の皆さま方のご専門分野、経験及び従前の所属部会等を考慮し事務局で提案させていただくものです。

(齋藤会長) はい、それでは、部会の委員候補につきまして、事務局案が示されましたが、事務局案のとおり、部会の委員を指名させていただくことよろしいでしょうか。

<<異議なしの声あり>>

(齋藤会長) ありがとうございます。私が指名することとなっております各部会の委員につきましては、事務局案の通りとさせていただきます。各委員さんにおかれましては、それぞれの部会において調査・審議等をよろしくお願いいたします。事務局から、部会につきまして、その他、何かありますでしょうか。はい、どうぞ。

(阿部健康支援課長) 部会の臨時委員について、です。本協議会設置条例第7条第2項に、部会は、会長が指名する協議会役員と臨時委員で組織することと定められております。議事内容等から、今後、臨時委員の指名が必要となった場合は、会長にお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(齋藤会長) はい、ただ今、事務局のご説明がありました、臨時委員につきましては、必要に応じ、私の方から指名させていただくことと致しますので、ご了承いただきたいと思ひます。

続きまして、議題3、受動喫煙対策に関する令和元年度の取り組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

### 議題3 受動喫煙対策に関する令和元年度の取り組みについて

(鈴木健康企画課長) 健康企画課の鈴木でございます。議題3、受動喫煙対策に関する今年度の取り組みについて説明させていただきます。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、資料2でございますが、受動喫煙対策に関する令和元年度の取り組みについてと表題となっている資料をご覧ください。まず、「1 改正健康増進法及び千葉県受動喫煙の防止に関する条例による受動喫煙対策」の概要ですが、はじめに、法律条例に基づく受動喫煙対策の概要について説明いたします。資料2-1をご覧ください。

健康増進法では、多数の人が利用する施設を受動喫煙対策の対象としており、施設の区分に応じて実施しなければならない対策を定めております。また、条例では受動喫煙対策の実効性を高めるため、法律による規制を上回る本市独自の規制を定めております。資料記載の表では、左の列が、主に施設区分を示しており、真ん中の列が、改正健康増進法で定める施設区分ごとの対策、右の列が、千葉県受動喫煙防止条例で定める対策を示しております。

まず第一種施設ですが、学校や児童福祉施設、病院、診療所、薬局、行政機関の庁舎などが該当いたします。これらの施設は、原則敷地内禁煙とされ、屋内では例外なく禁煙、屋外では受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、

例外的に喫煙場所を設置することができることとされています。また条例では、第一種施設のうち、市役所や区役所などの行政機関の庁舎について、法で設置が認められた屋外の喫煙場所を設けないようにする努力義務を課しております。

次に第二種施設についてです。事業所、オフィスや工場、商業施設、ホテル、旅館、パチンコ店、飲食店等、多数の人が利用する施設のうち、第一種施設以外のほとんどの施設が該当します。これらの施設では、原則、屋内禁煙とされ、屋内で喫煙を認める場合は、喫煙専用室等の設置が必要となります。第二種施設では、資料に記載の通り、経営上の判断により、屋内禁煙、喫煙専用室設置、加熱式たばこ専用喫煙室設置のいずれかを選択することになります。

なお、第二種施設のうち、飲食店については扱いが異なる点があります。法では、既存の経営規模の小さな飲食店は、喫煙可能である旨を掲示することにより、喫煙専用室等を設置することなく、店内で喫煙できることとする経過措置を設けております。これに対して条例では、既存の経営規模の小さな飲食店であっても、従業員がいる場合は、原則、屋内禁煙とする独自の規制を定めており、その他の第二種施設と同様、屋内で喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要となります。この他、店内で喫煙可能なたばこ販売店などの喫煙目的施設では、施設内で喫煙可能です。

最後に、その他の規定の部分ですが、未成年者の保護、強化を図るため条例で、保護者に対する独自の規制を設け、保護者は、保護監督する未成年者を受動喫煙から守らなければならないこととしました。法及び条例による受動喫煙対策の概要は以上の通りです。

続きまして、法律や条例の施行に向けた、これまでの取り組みについて説明します。資料2の方に戻っていただきまして、2の事業者に対する取り組みをご覧ください。

はじめに（1）飲食店に対する取り組みについてですが、飲食店については、先ほど説明した通り、条例により独自の規制を実施することとしていることから丁寧な周知と支援に努めております。

まず、アの戸別訪問による周知啓発ですが、これまで今年の1月から2月と6月に実施し、更に11月にも実施する予定です。市内の飲食店を個別に訪問し、店主等の経営者の方に直接、制度の内容や必要な対策などを説明するとともに、受動喫煙対策についての実態を調査しております。

訪問件数ですが、市内の飲食店のうち、大手チェーン店や店内で飲食できない持ち帰り専門店等を除く飲食店を対象に、1回目は約3,300店舗を、2回目は、1回目に訪問の際に、すでに店内を禁煙としている店や閉店していた店を除く約2,600店舗を訪問いたしました。

次に、イの飲食店禁煙化補助金ですが、店内を全面禁煙とする小規模飲食店について、喫煙場所の撤去や内装改修に要する費用等の一部を補助するものです。補助上限額は10万円、補助率は10分の9としております。

次に、ウの飲食店向けセミナーの開催ですが、今年の2月と7月に実施しました。セミナーでは、法・条例に基づく受動喫煙対策を説明するとともに、7月に実施したセミナーでは、飲食店専門の経営コンサルタントによる売上アップのための講演を実施しました。

次に、エの食品衛生講習会での周知啓発ですが、飲食店の営業許可、更新時に受講が必要となる食品衛生講習会の開催時に制度の内容を説明しております。最後に、オの新規営業許可申請者への資料配布ですが、保健所食品安全課の窓口で、飲食店の新規営業許可申請に来られた方に資料を配布しております。

次に（2）その他の事業者に対する取り組みです。

アの制度説明の場の確保ですが、各事業者団体や商工会議所、全国健康保険協会千葉支部等の団体に協力を依頼し、事業者の方への制度説明や周知を行っております。これまでに依頼をした事業者団体としては、三師会、理容組合、美容組合、宅地建物取引業協会などがあり、今後も引き続き団体への働きかけを続けてまいります。また、消防局が開催する防火管理者講習等、庁内他部局等が実施する説明会等を利用し制度周知を図っております。

イの講演会の開催ですが、事業者を対象とした講演会を、秋頃に開催できるよう準備を進めております。

続きまして、3の市民への周知啓発です。受動喫煙対策に関する市民の認知度を高めるために実施しております。

アの交通広告ですが、主にJRや千葉都市モノレールに広告を掲出しており、ラッピングモノレールの運行のほか、社内や駅構内へポスターなどを掲示し周知を行っております。

イの動画による周知啓発ですが、昨年度作成した短編と長編の2種類の動画を活用し周知を行っております。短編動画を活用した周知として蘇我地区、海浜幕張地区の計3館の映画館で、映画の上映前に動画を放映しているほか、海浜幕張駅や千葉駅の近くの大型ビジョンや市施設内の市政情報モニターでも放映しております。なお、長編動画は、制度の概略を説明するものとなっており、主に事業者等への説明会で活用しております。

ウの商業施設等へのポスター掲示依頼ですが、市民が日常利用する商業施設や郵便局、診療所、美容院、クリーニング店等に依頼して、ポスターの掲示にご協力いただいております。裏面をご覧ください。

エの町内自治会への説明の実施ですが、市連協会議や各区連協の理事会等で説明を行ったほか、一部の地区連協でも会議の際に説明させていただきました。また今後、各町内自治会にチラシの回覧もお願いする予定としております。

最後に、オのその他の取り組みですが、9月以降千葉市への転入者にチラシを配布するほか、小・中学校の児童生徒に周知用チラシを配布する予定としております。

続きまして、4 第一種施設への対応です。先月の7月1日に法の一部が施行され、第一種施設に関する規制が始まりましたが、これに対する対応について説明いたします。

(1) 市施設についてですが、法の一部施行に合わせて、各区役所、保健福祉センターを敷地内全面禁煙といたしました。また、市の施設のうち、第一種施設に分類される市民センターや土木事務所等の施設についても、来年4月1日から施設内全面禁煙とすることといたしました。

(2) 国・県の施設についてですが、市内にある国や県の施設のうち、法で定める行政機関の庁舎に該当する施設については、条例による独自規制の対象となることから、各施設を訪問して説明を行ったり、通知文書を送付して条例に対する理解を求めています。特に、県の施設に関しては、県庁内部の説明会で説明を行う等、県の関係部局と連携を図りながら取り組みを進めており、県庁の本庁舎では、屋外喫煙所が撤去される予定であると伺っております。

(3) 民間の施設についてですが、医療機関や薬局、児童福祉施設については、通知文書を送付し周知を図りました。また、大学や専門学校、精神科の単科病院といった施設の利用者に喫煙者が比較的多い施設については、今後の喫煙場所の設置意向を確認し、喫煙場所を設置する意向のある施設については、訪問して施設を確認するとともに設置場所等についての助言を行いました。

最後に、5 法・条例の施行に向けた今後の対応についてです。法が全面施行され、条例が施行される来年4月1日に向けて対応について説明します。

(1) の事業者の方についてですが、先ほど制度概要を説明した際にも申し上げましたが、第二種施設の場合は屋内禁煙、喫煙専用室等の設置に加え、従業員のいない飲食店では、店内を喫煙可能とすることもできることとなっています。施設を管理される方が、今後どのように対策を実施するかを決めていただいたうえで、来年4月1日に間に合うように準備を進めていただく必要があります。

① 屋内禁煙とする場合ですが、この場合は、既に屋内禁煙としている施設では、特段の準備は不要ですが、新たに屋内禁煙とする場合は、利用者に対して、早めに周知していただくようお願いしたいと考えています。

② 喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室の設置の場合には、室外への煙や蒸気の流出防止措置を行った専用室を整備していただく必要があります。この流出防止措置については、厚生労働省が定める規則で、壁、天井で覆われた部屋とすること、換気扇などで煙や蒸気を屋外へ排気すること、室の出入り口において、室内に向けて、毎秒0.2メートル以上の風を作ることの3つの要件を満たすことが求められています。また、喫煙専用室等を設ける場合は、専用室がある旨等を記載した標識を、施設の出入り口及び専用室の出入り口に設置する必要があります。

最後に、従業員がいない飲食店における③喫煙可能室の設置の場合は、室外への煙

等の流出防止措置をとること、標識を設置することのほか、客席面積、店の資本金または出資額がわかる資料を店に備えること、市への届け出を行うことが必要となります。

次に（２）の市の今後の対応についてですが、まず受動喫煙対策の実効性を高めるため、市民や事業者への周知、啓発を引き続き実施して参ります。また来年４月の法・条例の施行を見据え、法令、条例に基づく適切な受動喫煙対策の実施に向けた体制の整備を進めてまいります。さらに引き続き市民の禁煙支援を進めてまいります。

説明は以上でございます。

（斎藤会長）ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、どなたかご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、藤田委員、どうぞ。

（藤田委員）説明、丁寧にさせていただきました分かったんですけども、どういう過程で、この法律ができたのか、国内の事情も勿論なんですけど、国際的な観点に立っているのかというのが、ちょっと心配があります。新聞記事には、２００５年には、たばこ規制の枠組み条約、ＦＣＴＣが発行されている。この８条で、締結国が屋内完全禁煙ということになっており、２０１５年までに４９か国がもう完全に、屋内完全禁煙になっています。今、禁煙になっても、分煙にして喫煙専用室を設けたらどうかとか話もあったのですが、このガイドラインでは、換気、空気清浄装置、喫煙区画限定などの工学的な対策は受動喫煙防止にならない、とはっきり言われています。このように分けてやったとしても影響があるということで、国際的な観点に立った条例にしていってほしいのではないかと思います。

厚労省の情報によりますと、受動喫煙で、毎年推計で１５，０００人の方が亡くなっていること、国民の８割が非喫煙者だということですが、こういう状況を鑑みますと屋内完全禁煙という形です。来年は、オリンピックもあり、世界中の方が集まるといってもあって、日本の状態とは、今、世界的にも最低レベルだと言われてます。WHOの部長が日本を視察した時に、日本の受動喫煙対策は世界では最低レベルの政策だと評価されてしまっているという状況があります。もう少し世界を見て、クオリティも考えて、条例を作っていってほしいのではないかと思います。以上です。

（斎藤会長）事務局、いかがでしょうか。

（今泉健康部長）健康部でございます。ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、日本の受動喫煙対策は、これまで世界標準から比べると遅れておりました。いろんな要因があって、なかなか進まなかった面はあるんですが、来年行われるオリンピック、パラリンピックを契機といたしまして、この時期には、どうしても今までよりもいっそう厳しい対策が必要です。まずは、健康増進法の改正についてなんですけれども、これまでは努力義務規定でした。それでも、それなりに進んでまいりまして、環境はかなり整っては来ていたんですけども、どうしても、やはり強制力に欠ける

ということで、今回健康増進法が改正されまして罰則規定が設けられました。ただ、その罰則規定、強化する内容ですが、これも、様々な意見、お立場の方がいらっしゃいますので、いろいろな意見が、何度も何度も検討されたうえで、この形になりました。

それを踏まえて、千葉市は、この条例を作りました。やはり、この条例自体も国際レベルから見ると、決して威張れるものではないんですが、それでも、国の規制では、やはり特に飲食店等、受動喫煙の影響が大きいところが、まだまだ多いただろうということで、このような条例の規定にいたしました。

これを契機に国全体としても、受動喫煙対策が進むかと思っておりますので、その状況を見ながら千葉市としても更に対策を進めていきたいと考えております。

(藤田委員) どうもありがとうございました。

(斎藤会長) よろしいでしょうか。この問題に関しては、千葉市は国よりも一歩も二歩も先んじておりますので、今後の展開をどうぞよろしくお願いいたします。他に、どなたかございますでしょうか。

では、私の方から一点よろしいでしょうか。

例えば、この罰則についてですが、具体的にそういったことは、今、考えたりとか、やっていることなんでしょうか。

(今泉健康部長) 罰則についてなんですけれども、千葉市の条例の部分に関するものと、条例違反の疑いに係る立ち入り検査の時、例えば、千葉市内では、小規模な飲食店でも従業員を雇っていれば、禁煙にするのが原則となります。そのような店舗で、例えば、条例違反の疑いがあつたときに立ち入りを拒否するような場合があれば、最大2万円の過料、それから従業員がいるにも関わらず、喫煙可能な部屋としてしまっているというような場合には、最大5万円の過料としております。ただ罰則が、いきなり課されるわけではなくて、その前段で、指導等も順次していきたいと思っております。

(斎藤会長) 私のほうも、なかなか今までやってきた習慣をすぐ辞めるというのも、なかなか難しいところもあります。やはり健康という面を考えれば、是非、なるべく指導していただいて、それで罰則というのは、本当に最後の最後ということでお願いしたいと思っております。どうぞよろしくようお願いいたします。

その他、どなたかございますでしょうか。はい、石丸委員。

(石丸委員) 千葉大学大学院看護学部の石丸と申します。丁寧なご説明ありがとうございます。少し教えていただきたいのは、千葉市と申しますと、パラリンピックもありますし、千葉駅とか大通りが千葉市のメインのところかなと思っておりますが、駅とか、大通りは、施設の区分としましては、どちらに入るのか、教えていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

(斎藤会長) どうぞ。

(今泉健康部長) 施設の区分としましては、今回の法律も条例も、屋内の受動喫煙対策がメインになっておりまして、屋外については、特に罰則規定などは無いので、駅前的大通りは、このどこにも入らないということにはなりません。ただ、健康増進法の改正された中で、どんな人でも、場所、屋内屋外を問わず、他人に受動喫煙をさせてはいけないように配慮する義務というのがありますので、そういう観点では、受動喫煙対策、周知・啓発が中心になろうかとは思いますが、対策はしていきたいと思っております。

(斎藤会長) 石丸委員、よろしいでしょうか。他に、どなたかございますか。それでは、無ければ、議題3を終了いたします。

続きまして、議題4 第3次千葉市食育推進計画の策定について事務局より説明をお願いいたします。

#### **議題4 第3次千葉市食育推進計画の策定について**

(阿部健康支援課長) 健康支援課の阿部と申します。千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会においてご審議をいただき、今年3月に、第3次千葉市食育推進計画を策定いたしましたので、ご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

第3次食育推進計画の概要版になりますが、この概要版の方を使って説明をさせていただきます。まず概要版の表紙をご覧ください。表紙の献立は、「まごわやさしい」の食材を取り入れております。「ま」は豆、「ご」はゴマ、「わ」はワカメ、「や」は野菜、「さ」は魚、「し」は椎茸などのキノコ類、「い」は芋になっております。これらの食材には、不足しやすいビタミン、ミネラル、食物繊維などが含まれ、生活習慣病の予防に繋がります。また食事バランスガイドに沿って、主食、主菜、副菜、乳製品、果物などをバランスよく食べることを啓発するための献立の一例として示しております。

なお、食事バランスガイドに関するコラムは、本編の方の36頁に掲載させていただいております。では、概要版の1頁をご覧ください。本計画は、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、市民や行政、関係機関、団体等が連携して取り組むための行動計画として策定しております。計画期間は、2019年度から2023年度の5年間になります。2頁をご覧ください。基本理念は、第1次計画からの理念を継承し、子どもから大人まで、市民一人ひとりが食を大切に、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、こころとからだの健康と豊かな人間性を育むと致しました。基本目標は、国の第3次計画のコンセプト、実践の輪を広げようを踏まえて、つながる食育という言葉キーワードとし、新たな3つの目標を定めました。

基本目標の一つめは、健康寿命の延伸につながる食育です。若いうちから生涯にわ

たり健全な食生活を実践し、健康寿命の延伸につなげます。

二つめは、生産から食卓までつながる食育です。食に関する知識、食文化、食への感謝、食品ロス、環境への配慮、食の安全等を身につけて行動し、次世代へ伝えていきます。

三つめは、地域や関係者がつながる食育です。多様な暮らしに対応した食育を推進するため、地域や関係者と連携・協働し、効率的な食育推進を目指します。

また、2次計画より設定しております推進キャッチフレーズは、「おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね」、これを引き続き普及啓発に活用して参りますので、皆さま方も是非ご活用いただければと思います。

3頁、4頁の方をご覧ください。食育施策の展開では、5つの施策展開により実施される庁内各課、関係機関、団体による取り組みが掲載されております。詳細については、本篇の第4章でご確認いただけます。

5頁、6頁をご覧ください。こちらには、その世代に応じた食習慣について、市民一人ひとりの取り組みを後押しできるように、ライフステージ別の行動指針を掲載いたしました。

では、最後になります裏表紙をご覧ください。第3次計画では、13指標33項目の数値目標を設定しております。第2次計画の評価では、朝食を欠食する市民の割合や、やせている人の割合など、多くの指標に於いて改善傾向がみられたものの、食育に関心のある市民の割合など改善が進んでいない指標もあり、今後の課題となっております。食育施策の全体の取り組み状況とともに、毎年進捗状況を調査し、関係機関、団体の皆さまと連携のもと、引き続き食育の推進に努めてまいりたいと考えております。第3次千葉市食育推進計画の説明は以上になります。

(齋藤会長) ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局の説明に対しまして、どなたかご意見、ご質問等ございますでしょうか。藤田委員、どうぞ。

(藤田委員) 公募委員の藤田です。食に対しては、普段からいろいろ皆さん気をつけて食べていらっしゃる。ただ特徴というか、何を展開しようとしているのかというのが、ちょっと雑駁として、良くわかりにくい。一応、数値目標もありますが、何かやっ行ってこうという一つのことがありますか。本編の59頁に、食品ロスの話があります。最近NHKのドキュメンタリーの、アメリカの事例です。食品ロスを減らすために、そのところと提携して、多くの食を集めて、いろんな施設に配っています。そういう組織を作って、食品ロスを減らして、今まで捨てたものが、捨てないで各施設に配られている、そういう事業をアメリカの地域でやっているそうです。何か、そのような具体的な活動の事例について、心配しました。お願いします。

(齋藤会長) 事務局、よろしく申し上げます。

(阿部健康支援課長) 健康支援課です。それぞれの関係機関ですとか、関係部署で取り組んでいく内容は、今、例として挙げていただきました59頁もそうですが、第4

章の中で、関係機関、関係部署が、それぞれこんなことに取り組んでいこうということで提案していただいているところです。確かに一つひとつが本当に地道な内容になりますので、大きくこれがメインの内容というところが少し乏しくなっているかもしれませんが、お子さんについては、保育所、幼稚園ですとか小学校、食品ロスに関しては廃棄物対策課などそれぞれ関係する部署が、自分たちの日ごろの活動の中で取り組んでいくことにしています。例えば、59頁は廃棄物対策課が、食品ロスを減らそうということでポスターを作ったり、いろいろなイベント会場などでキャンペーンを行いPRを進めていこうと考えているものです。

今、お話をいただいたようなことは、また、食育推進部会の中で提案をさせていただきまして、それぞれの取り組みの中で、目指すようなといいますか、市民の方に訴えられるような、何か意識づけができるようなことも考えていただけたらとも思いますので、参考にさせていただきます。ご意見ありがとうございました。

(齋藤会長) 藤田委員、よろしいでしょうか。ほかに、どなたかいらっしゃいますか。はい、尾内委員、どうぞ。

(尾内委員) 最後の頁になります、数値目標のことで質問いたします。現状値というのは、この活動が始まった時の現状値なののでしょうか、それとも現在のものなのでしょうか。

(阿部健康支援課長) 健康支援課です。現状値は、第2次食育推進計画を評価するときに、アンケート調査や、いろいろな調査の中でまとめた数値になります。本編の方の86頁に数値目標の出典の一覧を書かせていただいておりますが、平成28年度・29年度の調査で把握したデータになります。

(尾内委員) 拝見していて1点、20代の女性のやせ割合が、すでに達成していると思ったので質問した次第です。18.8%で20%以下ですので目標を到達されている、と思いました。

(阿部健康支援課長) 現状としては20%以下ということで、この時点では達成したのですが、女性のやせの問題というのは、達成したから、これで終了しても大丈夫ということではないということで、部会の中でも判断をさせていただいております。実際18.8%でしたが、この計画の評価時の調査では、更に減少することはなく、場合によっては、同じぐらいの値、またはそれ以上という可能性もあるのではないかとということで、引き続き、20%以下という目標で進めようと、この値を入れさせていただきました。

(尾内委員) どうもありがとうございました。

(齋藤会長) よろしいでしょうか。他にどなたかいらっしゃいますか。はい、岡部委員、どうぞ。

(岡部委員) 食生活改善推進員さんのことなんです。現状値290人で、目標値330人なんです、今後、やはり多く増えていくということは、いろいろな意味で役割

を果たしている推進員ですので必要だと思います。どのような対策をとられていくつもりでいるのか教えていただければと思います。

(阿部健康支援課長) 健康支援課です。地域保健推進員(食生活改善推進員)さんの活動をしていただく前に養成講座を開催させていただいています。その養成講座に、できるだけ多くの方に参加していただきたいということで、以前は、保健所を会場にして、その講座を開催しておりましたが、各区で開催した方が、その区の方たちにより近いところで講習を行う方が、参加しやすいのではないかと考え、現在では、6区を会場として順に回って講座を開催しております。それと年齢制限ですが、今までは講座に参加する方を、60歳までと制限を設けていました。しかし、最近の皆さまの様子を見ていても、60歳で制限することは勿体ないといえますか、60歳過ぎても元気にご活躍の方が、たくさんいらっしゃいますので、今年度から65歳に年齢制限を引き上げたところでございます。

(斎藤会長) 岡部委員、よろしいでしょうか。他にどなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題4を終了いたします。

## 議題5 その他

(斎藤会長) 最後に、議題5、その他でございますが、各委員及び事務局から、何かございますでしょうか。はい、では、事務局からよろしく申し上げます。

(鈴木健康企画課長) 健康企画課長の鈴木でございます。健康づくり施策の広報・啓発についてと、風しんに関する情報について紹介させていただきます。

最初に健康づくり施策の広報・啓発についてと表題として記載したA4、1枚の資料をご覧くださいと思います。まず1の広報・啓発を実施する目的です。人生100年時代を迎え、本市でも100歳以上の方が300人を超えるなど、100歳まで生きることが珍しくない社会となっておりますが、市民のアンケートでは、日ごろ健康づくりに取り組んでいる市民の割合は約5割、であったり、自分の寿命、自分が生きると考える年齢は、平均で80歳程度となっているなど、市民の意識との間には差があるということが判りました。

このため、市民の意識を高め、主体的に健康づくりに取り組む市民を増やす必要があることから、健康づくりの重要性について、広報・啓発を実施しようとするものでございます。

次に、2の全体テーマ「人生100年時代」と5つの重点項目でございます。平成29年度に行った、健やか未来都市ちばプランの中間評価、見直しの内容を踏まえ、下の図にありますように、人生100年時代と5つの重点項目を中心に広報・啓発に取り組んでまいります。次に、3のコンセプトです。6つの要素についてコンセプトを設定し、他部局と連携しながら意識醸成を図ってまいります。

まず（１）の人生１００年時代については、人生の後半が伸びるということではなく、全体が伸びること、健康づくりも長生きのためから、人生を豊かに生きるためのものへ、そして地域共生社会の観点から、より多くの人々が共感できること、といたしまして、ポジティブなイメージで訴えていくことを考えております。

また（２）の５つの重点項目におきまして、①の禁煙では、禁煙の不自由になるイメージを逆手に取り、禁煙により喫煙に行く手間や時間、お店の制約などから解放され、活動の範囲が広がり自由になれる、得られるものがある、ということ。受動喫煙では、大切にしたい誰かのためであれば頑張れるという行動心理を生かし、身近に守れる健康がある、といったことを訴えていきたいと考えております。②の減塩では、うま味を活用した味気ある減塩として、子どもを持つ親を中心に訴えていくこととしておりまして、③の働き盛り世代の運動と食生活では、人生１００年時代を若い頃から意識してもらえよう運動や食生活の施策と関連付けて訴えていき、④の高齢者の社会的なつながりでは、人とのつながりが、健康につながることから、現役引退後の新たな役割、人とのつながりを持つきっかけを作っていく。そして⑤の育児不安の軽減では、困ったときには周囲からのサポートが得られると感じられ、安心して子育てができることを訴えていきたいと考えております。

次に裏面をご覧ください。４の実施事業案でございます。今年度と来年度の２か年で、実施を検討しております、広報、啓発の具体的な事業は、記載の通りでございます。人生１００年時代について、キャッチフレーズ及びロゴマークを策定するほか、広報担当大使の任命や、人生１００年時代に関する写真展の開催、動画の制作等を行うとともに、重点項目について、健康づくり事業等と連携した取り組みを行っていくことを考えております。

また、来年１月から実施の市制１００周年記念事業とは、同じ１００年ということで重なることから、こちらの事業との連携も図ってまいりたいと考えております。健康づくりの施策の広報・啓発については以上でございます。

続きまして、風しんの対策についてです。お手元の「防ごう大人の風しん」と真ん中に記載されました両面の資料をご覧くださいと思います。その表面には、真ん中から下の方にですね、厚生労働省の追加的対策及び千葉市で実施している風しん対策について記載しております。

昨年の７月ごろ、７月以降、関東地方を中心に風しんの患者数が増加しており、患者の中心は３０代から５０代の男性です。このうち昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日までの間に生まれた男性は、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、抗体保有率も、他の年代に比べて低いため、この世代を対象に、国で風しんの追加的対策を令和３年度末まで行うこととなりました。

今年度の対象者、昭和４７年４月２日から昭和５４年４月１日生まれの男性には、個別に全国の医療機関で使えるクーポン券を郵送しております。このクーポン券を使

って、無料で抗体検査を受けること、抗体検査を行うことができ、検査の結果抗体価が低かった場合には、無料でワクチンを接種することができます。また、本市の対策としましては、先天性風しん症候群を防ぐため、妊娠を希望する女性やその同居家族等に対して、無料で風しんの抗体検査を行っています。検査の結果、抗体価が低かった場合には、無料でワクチンを接種することができる制度も設けております。ぜひ委員の皆さまからも、周りの方々や団体の方々に周知していただければと存じます。説明は、以上です。

(齋藤会長) はい、続けてどうぞ。

(阿部健康支援課長) 続きまして、健康支援課です。まず、訂正をさせていただきたいのですが、先ほどご質問をいただきまして、食生活改善推進員について説明をさせていただいている時に、誤って、地域保健推進員とお伝えしてしまいましたが、正しくは、食生活改善推進員ですので、よろしくお願ひいたします。

では、私の方から、今年度7月から開始いたしました、ちばしウオーキングポイント2019の事業についてご説明をさせていただきます。配布資料のカラー版のものをご覧いただけますでしょうか。千葉市では、個人が、無理なく健康づくりに取り組める環境づくりとしてウオーキングを促進しており、継続的な取り組みを支援するために、アプリやウェブ、はがきを使って、ちばシティポイントが獲得できるサービスを7月から開始いたしました。

1か月の平均歩数が1日6,000歩以上で、3か月間継続すると150ポイント、それと合わせて、今後の健康づくりの取り組みを宣言すると50ポイントになりまして、合計200ポイントが付与されます。ぜひ皆さま、委員の皆さま方にもご参加いただければと思いますし、お知り合いの方、所属団体の皆さまにも、ぜひご紹介をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上、ご紹介させていただきました。

(齋藤会長) はい、ありがとうございます。他に、その他、どなたかご意見等ございますか。はい、岡部委員どうぞ。

(岡部委員) 健康づくり施策の広報・啓発についてというところで、喫煙への対策、受動喫煙防止が出ていますので、第一種施設においては、駐車場で駐車している車の車内でも禁煙をやらなければいけないということになっていると思います。是非、市の該当するような施設での広報を推進していただけると、より啓発に繋がると思いますので、よろしくお願ひいたします。

(齋藤会長) よろしいでしょうか。他にどなたか。はい、志村委員、どうぞ。

(志村委員) 公募委員の志村です。3点ほどお願ひいたします。

1点目はですね、健康づくり施策の広報・啓発についてというところで、3のところのコンセプトのところ、6つの各要素についてということですが、この6つということについて、ひとつは教えていただきたい。

それから2点目、4の実施事業案というところで、人生100年時代、しかも市政100周年記念の事業も考えていらっしゃるということなんですけれども、それに関係して、人生100年時代をしっかりと乗り切るために、また市政100周年を記念して、健康づくりに取り組んでいるものですから、1,000万人ラジオ体操みんなの体操祭というのを記念事業の一つとして盛り込んでいただけたら嬉しいと思っていますが、そのような考えはありませんか。

それから3点目は、今、ウォーキングのポイントの話がありました。このウォーキングのポイントにつきましては、私の近くでも、とっても一生懸命取り組んでいる方が大勢いらっしゃいます。これは2020年度も継続していくのか、以上の3点をお願いいたします。

(斎藤会長) 事務局、お願いできますか。はい、どうぞ。

(今泉健康部長) それでは、最初の2点についてお答えさせていただきたいと思います。この6つというのは、この資料の図になっております、全体テーマ、人生100年時代、これがまず一つ、それから、それぞれの重点項目①から⑤がありますが、これを全部含めまして6としております。確かに大きなテーマとそれぞれの項目のものを、全部一緒に数えて6つとしてしまいましたので、ちょっと分かりにくかったと思います。

それと1,000万人ラジオ体操は、千葉市でも各地域で力を入れておりまして、1,000万人ラジオ体操というのも、大変大きなイベントで、魅力あるイベントではありますが、現在のところ、ラジオ体操を地域で取り組んでいらっしゃる、それを応援したいと思っておりますが、現在のところは、1,000万人ラジオ体操というのを、この100周年に、人生100年時代、市政100周年に向けてのイベントとしては考えていないという状況でございます。

(斎藤会長) もう一つ。

(阿部健康支援課長) はい、健康支援課です。ウォーキングのパンフレットが、「ちばしウォーキングポイント 2019」となっているので、今年度限りのように見えてしまったかと思うのですが、所管課といたしましては、この事業について、来年度以降も続けていきたいと考えております。

(斎藤会長) 志村委員、よろしいですか。

(志村委員) はい、ありがとうございました。

(斎藤会長) 他にどなたか、ございますか。はい、藤田委員。

(藤田委員) 公募委員の藤田ですけれども、人生100年時代は、非常に大事なテーマであると思います。ただ100年も生きて、いわゆる健康寿命をもっと考えていただきたい。元気で過ごせる時代を長くしてもらいたいということです。

100年、ただ生きているだけで、寝たきりで100年生きて、もう死んでしまいたいと言う人がいらっしゃいます。みんなに世話になって、俺は、もう嫌だという

方もかなりいらっしゃいますので、ただ生きているだけの100年じゃなくて、健康寿命を延ばすというようなポイントに、ちょっとシフトしていただければと思います。その健康寿命を延ばすためには、どうしたらいいかということで、ここに書いてあると思いますが、少し見方を変えていただければと思います。

(齋藤会長) はい、事務局どうぞ。

(今泉健康部長) ご指摘、ありがとうございます。おっしゃるとおり、ただ生きているだけではというのが本当でして、こちらには確かに健康寿命というのは出てきていないんですけれども、大元になっております、健やか未来都市ちばプランの大きな、一番大きな目標が、健康寿命を延ばすという目標になっております。それに基づいて、いろいろな取り組みをすることになっております。そのプランを推進するにあたって、いろいろ、どこが一番問題なんだろうというところで、この広報のプランが出てきたんですけれども、やっぱり、それは市民の意識が一番大切ということになりまして、広報・啓発に重点をおくこととしたものです。

長生きする、以前は、感染症等、病気で亡くなる、そこを防ぐためにどうやって長生きするか、そこが健康の大きな課題だったんですけれども、医療が発達しておりますので、長生きするだけではなく、人生を豊かに生きるため、そのためにはどうしたらいいかという、そのあたりを市民の皆さまに考えていただきたい、一緒に考えていただきたいということで、広報に力を入れていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

(齋藤会長) 藤田委員、よろしいでしょうか。他にどなたか。はい、志村委員。

(志村委員) 先ほど、1,000万人ラジオ体操みんなの体操祭は考えておりませんというお話がありましたけれども、その他に、毎年、夏季巡回ラジオ体操会というのが年間43回、特別巡回ラジオ体操会というのが10回、1年間に計53回の巡回のラジオ体操会が開かれます。千葉市でも、結構、自主活動のところでラジオ体操をやっているグループが、非常に多いわけですが、さらに健康寿命延伸のために、巡回ラジオ体操会というものについても考えていらっしゃらないのでしょうか。お尋ねします。よろしくをお願いします。

(齋藤会長) はい、事務局どうぞ。

(今泉健康部長) ラジオ体操の巡回というのも、各地でやられておりまして、この部署ではないのですが、千葉市として検討しているという話も、聞いてはおりますので、ちょっと確認したいと思います。ありがとうございます。

(齋藤会長) よろしいでしょうか。

(志村委員) はい

(齋藤会長) 他にどなたかございますか。はい、藤田委員どうぞ。

(藤田委員) 藤田です。それに関連いたしまして、ラジオ体操だけではなくて、千葉市の場合には、シニアリーダー体操教室です。私もシニアリーダーの講習を受けまし

て、リーダーの一人として、月2回やっているんですけれども、これ、かなり千葉市で力を入れていらっしゃると思います。これ参加すると、ちばシティポイントもいただけるということです。参加者も私のところでも20人近くいるわけですが、今後とも力を入れて、ラジオ体操も含めてやっておりますので、シニアリーダーということも、しっかりやっていいたきたいと思っております。

(齋藤会長) はい、よろしいでしょうか。それでは、他にご発言がないようです。

以上で、令和元年度第1回千葉市健康づくり推進協議会を終了いたします。委員の皆さまには、長時間、大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

(高橋健康支援課長補佐) 会長、副会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆さまにおかれましては、長時間に渡りまして、ご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上を持ちまして、令和元年度第1回健康づくり推進協議会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

午後8時26分閉会

令和元年度第1回千葉市健康づくり推進協議会議事録を承認します。

署名人

印

自署または記名押印